

政令第九十六号

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一 法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム（かせいカリ）（第三条第一項において単に「水酸化カリウム」という。）

二 大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。次条において「中国」という。）

三 この政令の施行の日から平成二十八年八月八日までの期間

2 この政令における原産地については、関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の二第四項

に定めるところによる。

(税率)

第二条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、大韓民国を原産地とするものにあつては四十九・五パーセント、中国を原産地とするものにあつては七十三・七パーセントとする。

(提出書類)

第三条 税関長は、水酸化カリウム又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた水酸化カリウムを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該水酸化カリウムの原産地を証明した書類を提出させることができる。

2 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項並びに関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第二十八条の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合(以下この条において「蔵入れ申請等の場合」

という。)にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合(蔵入れ申請等の場合を除く。)にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

(関税法の適用)

第四条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。)による関税については、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。